

自殺対策加速化プラン

自殺対策基本法成立後の取組

- ・自殺対策基本法施行(平成18年10月)
- ・自殺総合対策大綱策定(平成19年6月)
- ・大綱を踏まえ、関係府省、地方公共団体、民間団体が連携して総合的な取組を実施
- ・全都道府県で自殺対策連絡協議会を設置

最近の自殺の動向

- ・自殺者10年連続3万人
自殺者数は、警察庁の自殺の概要資料によれば、平成10年に急増、以後10年連続して3万人台で推移
平成19年は、過去2番目に多い33,093人
- ・硫化水素による群発自殺
平成20年に入り、硫化水素の製造方法がインターネットで紹介されたことから、これによる自殺が群発し、家族や近隣住民にまで被害が生じるなど社会問題化
(1月から9月までの死者数は876人。また、硫化水素事案のうち、約4分の1の事案で第三者にも被害が生じている)

自殺総合対策大綱の見直し
(経済財政改革の基本方針2008)

自殺対策加速化プラン

●は厚生労働省関係

※自殺総合対策大綱に基づき、策定後1年間のフォローアップ結果等を踏まえて、自殺対策の一層の推進を図るために、当面、強化し、加速化していくべき施策を取りまとめ
(現在の大綱に基づき、新たに具体的な取組を展開する施策に加えて、大綱の項目に明記されていない施策も追加)

1. 自殺の実態を明らかにする

- <情報提供体制の充実>
●自殺統計に係るデータの分析・提供
- <既存資料の利活用の促進>
○自殺統計原票への調査項目追加を検討

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- <児童生徒の自殺予防に資する教育の実施>
○教職員向けのマニュアルの作成を加速
- 情報教育に関する手引きの作成
- 生命を尊重する心を育む教育を普及

3. 心の健康づくりを進める

- <職場におけるメンタルヘルス対策の推進>
●専門家派遣や担当者の育成等を実施
- 産業医と地域保健等との連携による円滑な職場復帰支援の推進
- <地域における心の健康づくり推進体制の整備>
●地方公共団体等に対する研修の実施
- 精神保健福祉センターで復職相談を実施

4. 適切な精神科医療を受けられるようにする

- <うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進>
●うつ病以外の自殺の危険因子である統合失調症、アルコール依存症、薬物依存症等の調査研究を推進、継続的な治療・援助を行う体制を整備、自助活動への支援等を実施
 - 精神的問題を抱える者や自傷行為を繰り返す者について、早期発見、早期介入のための取組を推進
- ※大綱に項目追加

5. 社会的な取組で自殺を防ぐ

- <地域における相談体制の充実>
●精神保健福祉センター等と関係機関の連携強化による相談体制の充実
 - 公的電話相談事業の統一ダイヤルを推進
 - <危険な場所、薬品等の規制等>
●販売事業者に対する注意喚起等の実施
 - <インターネット上の自殺関連情報対策の推進>
○第三者に危害を及ぼすおそれの高い物質の製造方法を教示・誘引する情報について削除するよう依頼するインターネット・ホットラインセンターの取組に対する支援
 - 「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の見直し
 - インターネット上の違法・有害情報の検出を行うための技術開発を推進
 - 青少年へのフィルタリング普及やインターネットの適切な利用に関する教育の推進等
- ※大綱に項目追加
- <インターネット上の自殺予告事案への対応等>
○検索サイト管理者との意見交換等の実施

6. 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ

- <救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実>
●心理的ケアを中心に関係者研修を実施
- 自殺未遂者ケアに関するガイドラインを作成

7. 遺された人の苦痛を和らげる

- <自殺者の遺族のための自助グループの運営支援>
○遺族の集いの開催に対する支援の実施

8. 民間団体との連携を強化する

- <地域における連携体制の確立>
●先駆的な民間団体に対する支援の充実
- ネットワーク構築のための取組を促進

9. 推進体制等の充実

- <国における推進体制>
○特異事案の発生等の通報体制の整備及び緊急連絡会議の開催
 - <地域における連携・協力の確保>
○市町村に自殺対策担当部局が設置されるよう、働きかけ
- ※大綱に記述を追加

自殺総合対策大綱の一部改正 ※自殺対策加速化プランの策定にあわせ、大綱を見直し

- うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進
- インターネット上の自殺関連情報対策の推進
- 推進体制等の充実